第一項の表九の項を次のように改める。

九	削除

第一項の表一一の項を次のように改める。

一一	削除

第一項の表一三の項を次のように改める。

一三	削除

七　平成十四年総務省告示第四百十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一〇の項から一二の項までを次のように改める。

一〇	削除
一一	削除
一二	削除

第一項の表一六の項を次のように改める。

一六	削除

八　平成十五年総務省告示第三百四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表二三の項及び二四の項を次のように改める。

二三	削除
二四	削除

九　平成十六年総務省告示第九百四十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一二の項から一六の項までを次のように改める。

一二	削除
一三	削除
一四	削除
一五	削除
一六	削除

第一項の表二〇の項及び二一の項を次のように改める。

二〇	削除
二一	削除

十　平成十七年総務省告示第二十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一の項から一四の項までを削る。

十一　平成十七年総務省告示第八百三十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

表三六の項を次のように改める。

三六	削除

表八〇の項を次のように改める。

八〇	削除

十二　平成十七年総務省告示第千九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表五の項を次のように改める。

五	削除

第一項の表二六の項から三六の項までを削る。

十三　平成十八年総務省告示第百十八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表八八の項を次のように改める。

八八	削除

十四　平成十八年総務省告示第四百十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一の項から三の項までを次のように改める。

一	削除
二	削除
三	削除

第一項の表八の項を次のように改める。

八	削除

第一項の表一一の項及び一二の項を次のように改める。

一一	削除
一二	削除

第一項の表七〇の項を次のように改める。

七〇	削除

第一項の表八二の項から八四の項までを次のように改める。

八二	削除
八三	削除
八四	削除